# 水道・下水道ガイド もりおか

（2025年4月以降）


手続きと料金・使用料
- 水道・下水道の使用開始・中止・変更などの手続き …… 1
- 「使用水量・料金等のお知らせ」について …… 2
- 水道料金の計算 …… 3
- 下水道使用料の計算 …… 4
- お支払い方法 …… 5

水道について
- 給水装置はお客さまの財産です …… 6
- 水道メーター検針と漏水調査にご協力を …… 7
- 水漏れかなと思ったら …… 8
- 水道が故障したときは …… 9
- 水の濁りや水の出が悪いときは …… 10
- 給水装置の工事や修理のご案内 …… 11
- 貯水槽水道の管理を徹底しましょう …… 12
- 寒さから水道を守りましょう …… 13・14

下水道について
- 排水設備はお客さまの財産です …… 15
- 下水道を正しく使いましょう …… 16
- 下水道がつまったときは …… 17

上下水道局員の名をかたった業者などにご注意を …… 18
融資・補助金制度のご案内 …… 19・20
災害に備えて …… 21・22
各種お問い合わせ先 …… 裏表紙

水道ぼうや　下水道あいちゃん

盛岡市上下水道局
キャラクター

**盛岡市上下水道局**

# 水道・下水道の使用開始・中止・変更などの手続き

引っ越しなどの理由により、水道・下水道の使用開始・中止・変更があるときは、必ず上下水道局お客さまセンターに届け出をしてください。上下水道局お客さまセンターの窓口や電話、上下水道局のホームページ「お申し込みフォーム」で受け付けしています。届け出の際は、住所、氏名のほか、お分かりであれば「お問合せ番号」または「水栓番号」をお知らせください。

※井戸水で下水道を使用する場合や、農業集落排水施設や公設浄化槽を使用する場合も手続きが必要です。

玄関などに貼られているプレート

## 水道・下水道の使用を開始するとき

引っ越してきたときや、家を新築したときは、水道･下水道の使用開始の届け出をしてください。

※水が出る場合でも、使用開始の届け出が必要です。

## 水道・下水道の使用を中止するとき

引っ越していくときや、長期間、水道・下水道を使わないときは、使用中止の５日前までに水道・下水道の使用中止の届け出をしてください。

※使用中止の届け出がないと､水道･下水道を使用していなくても料金･使用料がかかります。

## 現在のお届け内容に変更があるとき

所有者、使用者、料金の支払者に変更があるとき、受水槽式（一括請求）集合住宅で世帯数に変更があるときなど現在のお届け内容に変更があるときは、所有者変更等の届け出をしてください。お届け内容の変更は、上下水道局のホームページでの届け出はできませんので、上下水道局お客さまセンターにご連絡ください。

## お届け先

上下水道局お客さまセンター

●窓口：盛岡市愛宕町６番８号　上下水道局本庁舎１階　●電話：019-623-1411

●営業時間：午前８時30分から午後５時30分まで（土日、祝日、年末年始は除きます。）

●上下水道局のホームページ

https://www.morioka-water.jp/index.html

盛岡市上下水道局　検索

ホームページ

引っ越し時の手続き

※水道・下水道の使用開始・中止の届け出ができます。

# 「使用水量・料金等のお知らせ」について

水道メーターの検針と水道料金等のお支払いは、2か月ごとです。（一部の集合住宅などを除きます。）水道メーター検針時に「使用水量・料金等のお知らせ」を郵便受けなどに投函しますので、請求予定内容などをご確認ください。
請求予定内容などにご不明な点がありましたら、上下水道局お客さまセンター
（電話 019-623-1411）または上下水道局のホームページからお問い合わせください。

使用水量・料金等のお知らせの内容（口座振替払いの場合）

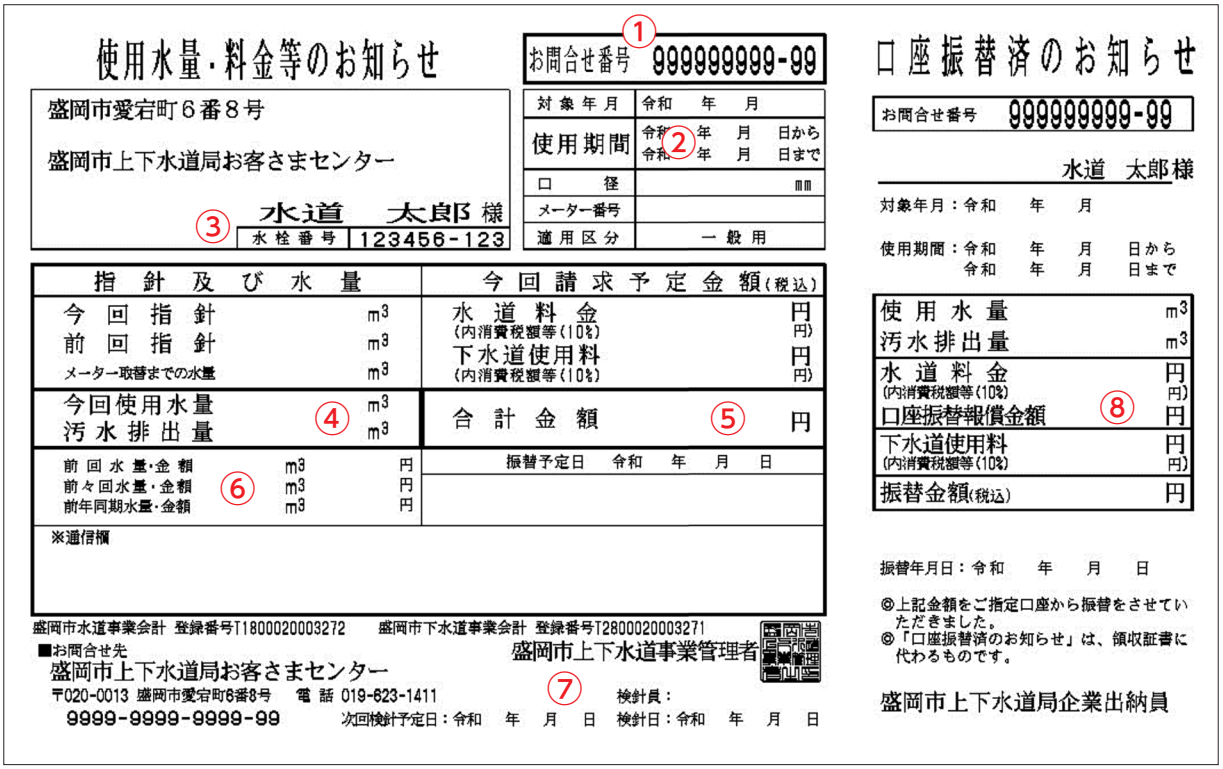

使用水量・料金等のお知らせ

① お問合せ番号 999999999-99

盛岡市愛宕町６番８号

盛岡市上下水道局お客さまセンター

③ 水道　太郎 様

水栓番号 123456-123

| 対象年月 | 令和　年　月 |
|---|---|
| 使用期間 | 令和　年　月　日から<br>② 令和　年　月　日まで |
| 口径 | mm |
| メーター番号 | |
| 適用区分 | 一般用 |

| 指針及び水量 | | 今回請求予定金額（税込） | |
|---|---|---|---|
| 今回指針 | m³ | 水道料金（内消費税額等（10%）） | 円 円 |
| 前回指針 | m³ | 下水道使用料（内消費税額等（10%）） | 円 円 |
| メーター取替までの水量 | m³ | | |
| 今回使用水量 ④ | m³ | 合計金額 ⑤ | 円 |
| 汚水排出量 | m³ | | |
| 前回水量・金額 ⑥ | m³ 円 | 振替予定日　令和　年　月　日 | |
| 前々回水量・金額 | m³ 円 | | |
| 前年同期水量・金額 | m³ 円 | | |

※通信欄

盛岡市水道事業会計 登録番号T1800020003272　盛岡市下水道事業会計 登録番号T2800020003271

■お問合せ先
盛岡市上下水道局お客さまセンター
〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号　電話 019-623-1411
9999-9999-9999-99

盛岡市上下水道事業管理者 ⑦

次回検針予定日：令和　年　月　日　検針日：令和　年　月　日　検針員：

口座振替済のお知らせ

お問合せ番号 999999999-99

水道　太郎 様

対象年月：令和　年　月

使用期間：令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

| 使用水量 | m³ |
|---|---|
| 汚水排出量 | m³ |
| 水道料金（内消費税額等（10%）） | 円 円 |
| 口座振替報償金額 ⑧ | 円 |
| 下水道使用料（内消費税額等（10%）） | 円 円 |
| 振替金額（税込） | 円 |

振替年月日：令和　年　月　日

◎上記金額をご指定口座から振替をさせていただきました。
◎「口座振替済のお知らせ」は、領収証書に代わるものです。

盛岡市上下水道局企業出納員

〈お知らせの見方〉

①お客さまからのお問い合わせに円滑に対応するための番号です。

②前回の検針から今回の検針までの期間です。

③お客さまの「水栓番号」です。

④今回の使用水量と汚水排出量です。

⑤今回の請求予定金額です。（水道料金と下水道使用料の合計金額です。）

⑥前回、前々回、前年同期の水量および金額です。

⑦検針員、検針日、次回検針予定日です。

⑧口座振替によるお支払いの場合の割引額です。（水道の基本料金を毎月50円割引します。）

# 水道料金の計算

基本料金と従量料金を合算した料金をお支払いいただきます。
基本料金は、水道メーターの口径により決定します。
従量料金は、水道メーターの口径と使用水量による段階に応じて計算します。

（令和元年10月１日適用）

**水道料金（税込・消費税等10％）**

| 水道メーター検針の分類 | 水道メーターの口径 | 基本料金 | 従量料金（１㎥につき） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 第１段 | 第２段 | 第３段 | 第４段 | 第５段 |
| 隔月検針（２か月ごとの検針） | 13mm | 1,980円／２か月 | ２か月の使用水量 1～20㎥まで 66円 | ２か月の使用水量 21～40㎥まで 124円 | ２か月の使用水量 41～60㎥まで 220円 | ２か月の使用水量 61～2,000㎥まで 275円 | ２か月の使用水量 2,001㎥以上 220円 |
| | 20mm | 3,300円／２か月 | | | | | |
| | 25mm | 5,280円／２か月 | | | | | |
| 毎月検針（１か月ごとの検針） | 13mm | 990円／１か月 | １か月の使用水量 1～10㎥まで 66円 | １か月の使用水量 11～20㎥まで 124円 | １か月の使用水量 21～30㎥まで 220円 | １か月の使用水量 31～1,000㎥まで 275円 | １か月の使用水量 1,001㎥以上 220円 |
| | 20mm | 1,650円／１か月 | | | | | |
| | 25mm | 2,640円／１か月 | | | | | |
| | 30mm | 4,950円／１か月 | １か月の使用水量 1～1,000㎥まで 275円 | １か月の使用水量 1,001㎥以上 220円 | | | |
| | 40mm | 9,130円／１か月 | | | | | |
| | 50mm | 16,610円／１か月 | | | | | |
| | 75mm | 43,670円／１か月 | | | | | |
| | 100mm | 91,080円／１か月 | | | | | |
| | 150mm | 261,690円／１か月 | | | | | |

※水道メーターの口径が13㎜、20㎜、25㎜の場合は、原則、２か月ごとの所定の日に使用水量の検針を行います。
水道メーターの口径が30㎜～150㎜の場合は、原則、１か月ごとの所定の日に使用水量の検針を行います。

○水道料金の計算例

水道メーターの口径が20㎜で、２か月の使用水量が45㎥の場合

| | | |
|---|---|---|
| ①基本料金 | | 3,300円 |
| ②従量料金 | （第１段）20㎥×　66円＝1,320円 | |
| | （第２段）20㎥×124円＝2,480円 | |
| | （第３段）　５㎥×220円＝1,100円 | |
| 水道料金（①＋②） | | 合計　8,200円 |

下水道をご使用のお客さまは、水道料金に併せて下水道使用料をお支払いいただきます。
（４ページをご覧ください。）
詳しくは、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局お客さまセンター（電話 019-623-1411）へお問い合わせください。

# 下水道使用料の計算

基本使用料と従量使用料を合算した使用料をお支払いいただきます。従量使用料は、汚水排出量（水道使用水量）による段階に応じて計算します。

（令和７年４月１日適用）

| 下水道使用料（税込・消費税等10%） | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水道メーター検針の分類 | 基本使用料 | 従量使用料（１㎥につき） | | | | | | |
| | | 第１段 | 第２段 | 第３段 | 第４段 | 第５段 | 第６段 | 第７段 |
| 隔月検針（２か月ごとの検針） | 2,574円／２か月 | ２か月の汚水排出量１～10㎥まで 66円 | ２か月の汚水排出量11～20㎥まで 77円 | ２か月の汚水排出量21～30㎥まで 132円 | ２か月の汚水排出量31～40㎥まで 143円 | ２か月の汚水排出量41～50㎥まで 176円 | ２か月の汚水排出量51～60㎥まで 198円 | ２か月の汚水排出量61㎥以上 275円 |
| 毎月検針（１か月ごとの検針） | 1,287円／１か月 | １か月の汚水排出量１～５㎥まで 66円 | １か月の汚水排出量６～10㎥まで 77円 | １か月の汚水排出量11～15㎥まで 132円 | １か月の汚水排出量16～20㎥まで 143円 | １か月の汚水排出量21～25㎥まで 176円 | １か月の汚水排出量26～30㎥まで 198円 | １か月の汚水排出量31㎥以上 275円 |

※水道メーターの口径が13㎜、20㎜、25㎜の場合は、原則、２か月ごとの所定の日に使用水量の検針を行います。
水道メーターの口径が30㎜～150㎜の場合は、原則、１か月ごとの所定の日に使用水量の検針を行います。

○下水道使用料の計算例

２か月の汚水排水量（水道使用水量）が45㎥の場合

| | | |
|---|---|---|
| ①基本使用料 | | 2,574円 |
| ②従量使用料 | （第１段）10㎥×　66円＝ | 660円 |
| | （第２段）10㎥×　77円＝ | 770円 |
| | （第３段）10㎥×132円＝ | 1,320円 |
| | （第４段）10㎥×143円＝ | 1,430円 |
| | （第５段）　5㎥×176円＝ | 880円 |
| 下水道使用料（①＋②） | 合計 | 7,634円 |

## 井戸水を使用している場合

**■営業用で使用している場合**

上下水道局が貸与した井戸水用メーターで計量した汚水排出量に応じた使用料を毎月お支払いいただきます。計算方法は、上表の「毎月検針」の場合と同様です。

**■家事（家庭）用で使用している場合**

世帯人数により認定した水量を汚水排出量と見なし、２か月ごとに右表の使用料をお支払いいただきます。

（令和７年４月１日適用）

| 世帯人数 | 使用料（２か月分・税込・消費税等10%） | |
|---|---|---|
| | 専　用 | 併　用 |
| １人 | 3,234円 | 330円 |
| ２人 | 4,004円 | 660円 |
| ３人 | 5,324円 | 1,044円 |
| ４人 | 6,754円 | 1,430円 |
| ５人 | 8,514円 | 2,090円 |
| ６人 | 10,494円 | 2,750円 |
| ７人 | 13,244円 | 3,464円 |
| ８人 | 15,994円 | 4,180円 |

※専用：井戸水のみ使用　併用：市水道と井戸水の両方を使用

## 農業集落排水施設を使用している場合

世帯人数に応じて、基本額（１世帯当たり1,467円）と加算額（世帯員１人当たり434円）を合算した使用料を毎月お支払いいただきます。

【例】４人世帯の場合

| | |
|---|---|
| ①基本額（１か月分） | 1,467円 |
| ②加算額（世帯員1人434円×４人） | 1,736円 |
| 使用料（①＋②） | 合計　3,203円 |

（税込・消費税等10%）

# お支払い方法

水道料金・下水道使用料のお支払い方法は、「口座振替払い」と「納入通知書払い」の２つの方法があります。上下水道局では、便利でお得な口座振替払いをお勧めしています。

## 口座振替によるお支払い

お客さまが指定する口座から水道料金・下水道使用料を引き落とします。
引き落とし金額は、水道メーター検針時に、郵便受けなどに投函する「使用水量・料金等のお知らせ」（２ページをご覧ください。）でご確認ください。

Web口座振替受付

**■口座振替払いのお申し込み方法**

○インターネットでのお申し込み（Web 口座振替受付サービス）
インターネットを通じてパソコンやスマートフォンから手続きができます。手続きの際には、可能でしたら検針票・納入通知書等のお問合せ番号が分かるものをご用意ください。取扱金融機関は、下記の金融機関のうち、＊がついた金融機関です。

○郵送でのお申し込み
上下水道局のホームページからダウンロードした上下水道局お客さまセンター専用の申込書に記入・押印の上、お客さまセンター宛てに郵送してください。

○金融機関等の窓口でのお申し込み
預貯金通帳・通帳届出印および「お問合せ番号」や「水栓番号」が分かる納入通知書や「使用水量・料金等のお知らせ」をお持ちの上、下記の取扱金融機関または上下水道局お客さまセンターの窓口でお申し込みください。

**■口座振替払いにすると**

○水道の基本料金を毎月50円割引いたします。

○ご希望により、１か月ごとの料金請求（隔月検針／毎月払い）を選択することもできます。希望する場合は、上下水道局お客さまセンターまたは上下水道局のホームページからお申し込みください。

## 納入通知書によるお支払い

検針日から20日以内に「納入通知書」を郵送します。下記の取扱金融機関、上下水道局お客さまセンター、取扱コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済アプリで納期限までにお支払いください。※取扱コンビニエンスストアおよび利用できるスマートフォン決済アプリは、納入通知書の裏面または上下水道局のホームページでご確認ください。

| | | |
|---|---|---|
| 取扱金融機関 | 銀　行 | ●岩手銀行＊　●東北銀行＊　●北日本銀行＊　●青森みちのく銀行＊<br>●秋田銀行＊　●七十七銀行＊　●みずほ銀行<br>●ゆうちょ銀行（納入通知書による納付は東北６県内のみ）＊ |
| | 信用金庫・労働金庫 | ●盛岡信用金庫＊　●東北労働金庫＊ |
| | 農　協 | ●岩手県信用農業協同組合連合会＊　●岩手中央農業協同組合＊<br>●新岩手農業協同組合＊ |
| | そ の 他 | ●東日本信用漁業協同組合連合会（岩手県内の支店等のみ） |

# 給水装置はお客さまの財産です

給水装置は、道路内の配水管から分岐して宅地内に引き込まれた給水管から蛇口までの全てをいいます。
給水装置は建築物の一部であり、お客さまの財産です。（水道メーターは上下水道局がお客さまにお貸ししているものです。）
維持管理はお客さまが行い、新設・改造などの工事や修理の費用は、お客さまの負担となります。

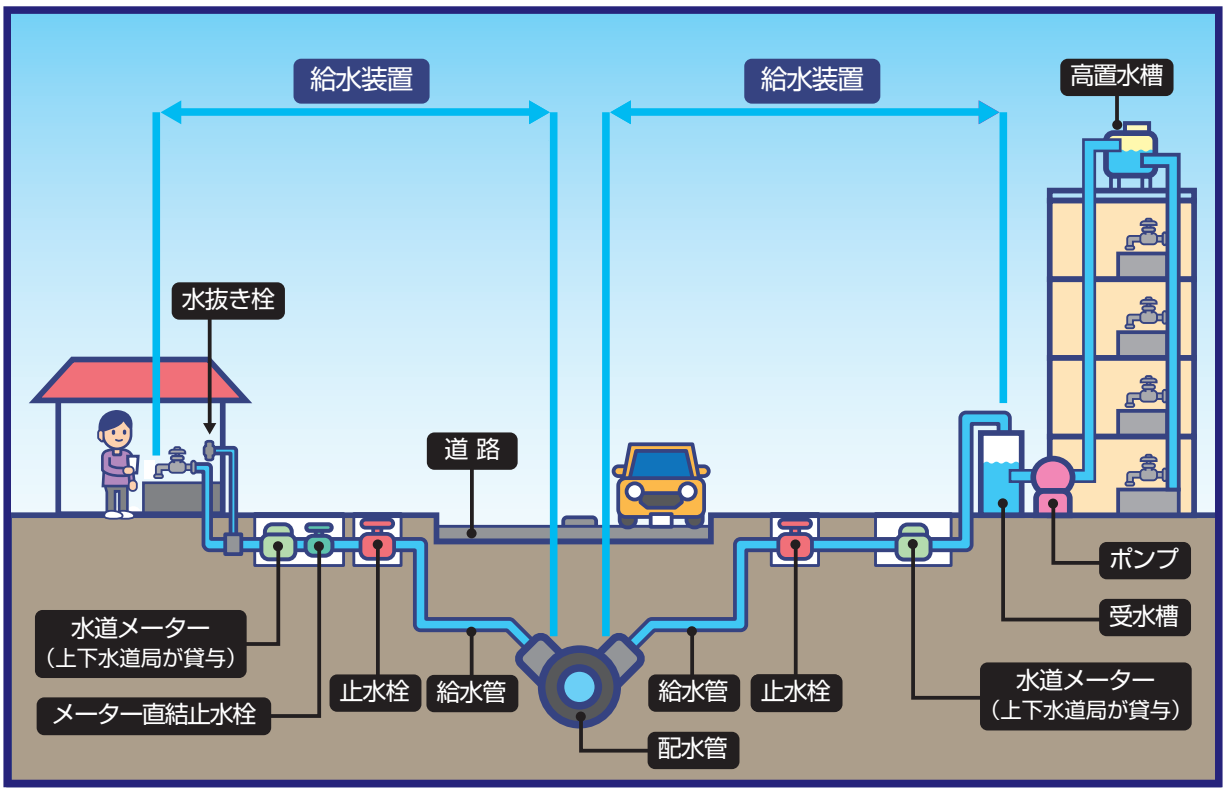


※給水装置の工事に関することや融資制度（19ページをご覧ください。）などについては、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課審査係（電話 019-623-1424）へお問い合わせください。

# 水道メーター検針と漏水調査にご協力を

## 水道メーター検針にご協力を

水道メーターは、使用水量を計量するほか、水漏れのチェックに役立つ大切な機器です。また、水道メーターは上下水道局がお客さまにお貸ししているものですので、その維持管理はお客さまが行うことになります。検針を効率よく行うために、水道メーターは見やすい状態を保ち、水道メーターボックスが壊れたり、水道メーターが傷ついたりすることがないよう、日常の管理をお願いします。万が一、水道メーターボックスのふたが壊れてしまった場合は、お客さまの負担で交換していただきます。詳しくは、市指定給水装置工事事業者にご相談ください。

※市指定給水装置工事事業者は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課サービス係（電話 019-623-1423）へお問い合わせください。

水道メーターボックスの上に物を置いたり、
そばに犬小屋を作らない。

水道メーターボックスの上に土を盛ったりしない。
（お庭を作るときなど気をつけてください。）

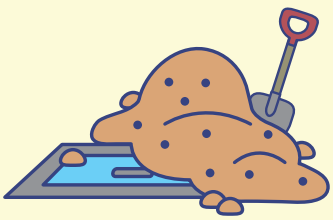

水道メーターボックスの上に
車庫などの建物を造らない。

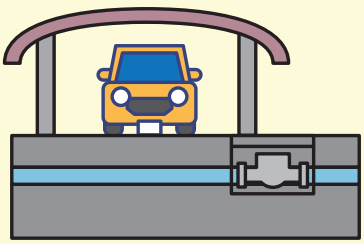

水道メーターボックスの上に
雪が降った場合は、雪払いをする。

## 漏水調査にご協力を

上下水道局では、水道管の水漏れを発見するため、道路や宅地内の水道メーター付近で漏水調査を行うことがあります。

調査員は、「漏水調査員」の腕章と写真付身分証明書を携帯していますので、不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めて確認していただくか、上下水道局水道維持課配水調整係（電話 019-623-1433）へお問い合わせください。

# 水漏れかなと思ったら

ご家庭で、次の方法により水道メーターから蛇口までの点検をお願いします。水漏れを発見した場合は、市指定給水装置工事事業者に調査を依頼してください。

※市指定給水装置工事事業者は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課サービス係（電話 019-623-1423）へお問い合わせください。

## 点検方法

いつもどおりの生活なのに、急に使用水量や水道料金が増えたときは、給水管の故障により水漏れしている場合があります。

水漏れの有無は、次の手順で水道メーターを点検することで確認できます。

※水道メーターの場所が分からない場合は、上下水道局お客さまセンター（電話 019-623-1411）へお問い合わせください。

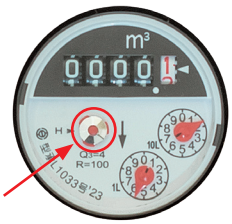


**■点検手順**

1．家中の蛇口を全部閉める。

2．水道メーターの「パイロット」を見る。
パイロットが少しでも回るようであれば、どこかで水漏れしています。

**■水洗トイレのロータンクからの水漏れ**

水洗トイレの水を流していないのに、便器へ水が流れているときは、ロータンクの不良により水漏れしている場合があります。

このようなときは、市指定給水装置工事事業者に調査を依頼してください。

**■漏水による水道料金等の減額について**

給水装置は、お客さまの責任で管理していただくものです。（6ページをご覧ください。）

万が一、漏水があった場合でも、水道メーターで計量した水量に対する水道料金等は、お客さまの責任においてお支払いいただくことになります。

ただし、漏水の原因によっては水道料金等を減額できる場合もありますので、漏水修理をした市指定給水装置工事事業者または上下水道局お客さまセンター（電話 019-623-1411）へお問い合わせください。

ロータンクからの水漏れの原因

●ボールタップ弁の故障

タンクの定水位を越し、オーバーフロー管からあふれて流れ出しているのは、ボールタップ弁の故障です。

❶ボールタップ弁のパッキンの傷み、または鉄さびなどがつかえている。

❷浮き玉が外れている。

❸ボールタップ弁が止まる位置まで浮き玉が上らない。

●浮きゴムの故障

タンクの水位がオーバーフロー管まで来ていないのに、水がタンク底部の排水弁から流れているのは、浮きゴムの故障です。

❹鎖がからまって十分に栓ができない。

❺浮きゴムが排水弁から外れている。

❻浮きゴムが劣化・変形し、すき間ができている。

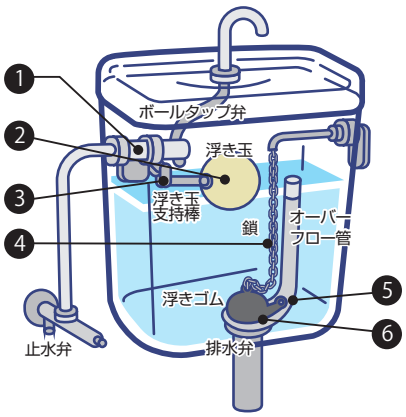

## 水道が故障したときは…

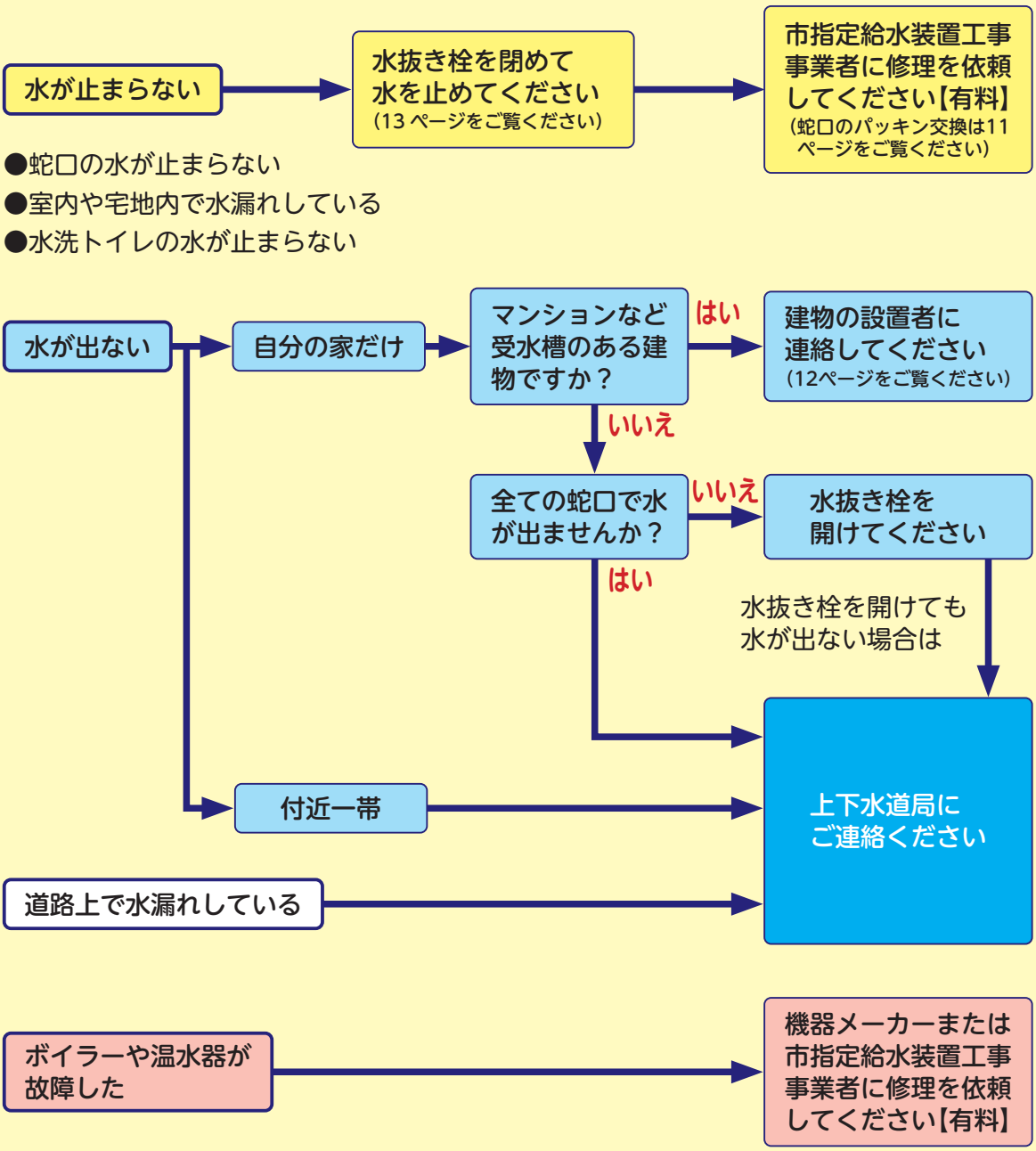


※市指定給水装置工事事業者は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課サービス係 (電話 019-623-1423) へお問い合わせください。

# 水の濁りや水の出が悪いときは…

**赤や茶色の水が出る**

- **いつも出る** → 給水管内の鉄さびなどが原因です。使い始めに茶色の水が出る場合は、しばらく水を流せばきれいになります。いつまでも続く場合は、調査しますので、上下水道局にご連絡ください。
- **突然出た** → 水道工事、配水管の破裂事故や消防活動などで急に大量の水が動いたときなどに、発生する場合があります。調査しますので、上下水道局にご連絡ください。

**白い水が出る** → 水道水に細かい空気の泡が混入したもので、無害です。コップなどに注いで静かにしておくと、きれいに澄んできます。
白い色がいつまでも続く場合は、調査しますので、上下水道局にご連絡ください。

**水の出る量がいつもより少ない** → 給水管が鉄さびなどでつまりかけていることが考えられます。そのほか、どこかで水が漏れていると、水の出が悪くなるときもあります。調査しますので、上下水道局にご連絡ください。

**水の臭いがいつもと違う** → さまざまな原因が考えられます。調査しますので、上下水道局にご連絡ください。

※上下水道局給排水課サービス係（電話 019-623-1423）へお問い合わせください。

# 給水装置の工事や修理のご案内

ご自分でパッキンを交換できない場合やパッキンを取り替えても蛇口から水が漏れる場合は、市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。

## 給水装置の工事や修理についての注意

**■工事や修理ができる業者について**

給水装置の工事や修理は、市指定給水装置工事事業者が行います。それ以外の業者が行うことはできません。市指定給水装置工事事業者以外が給水装置の工事や修理を行った場合、お客さまが不利益を被る場合があります。

※市指定給水装置工事事業者は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課サービス係（電話 019-623-1423）へお問い合わせください。

**■工事や修理の依頼について**

できるだけ複数の市指定給水装置工事事業者から見積もりを取って、内容を検討されることをお勧めします。見積もりが有料となる場合がありますので、市指定給水装置工事事業者に事前に確認をしてください。

給水装置工事の契約を結ぶ前に、工事内容や費用について、納得いくまで説明を受けてください。給水装置工事の契約はお客さまと市指定給水装置工事事業者の間で行うものです。上下水道局は関与できません。

**■蛇口のパッキン交換について**

蛇口を閉めても水が漏れる場合、パッキンを交換すると直ることがあります。

下図の取り替え方を参考にしてください。

### パッキンの取り替え方（湯水混合水栓は除きます。）

①水抜き栓を右へ回して水を止めます。

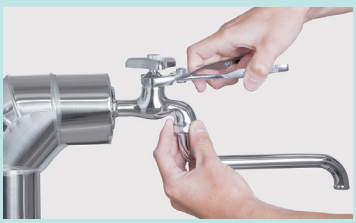

②蛇口を手でしっかりとささえ、プライヤー等で上部を左に回してゆるめ、ハンドルを全開にします。

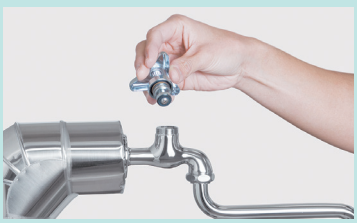

③蛇口の上部を取り外します。

④コマの先にあるナットを外し、新しいパッキンと取り替えます。そのとき、ナットを元通りによく締め付けてください。（パッキンは日用品店で販売しています。）

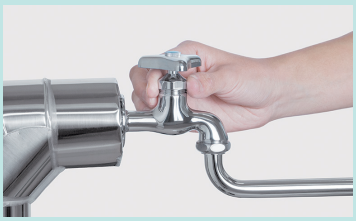

⑤蛇口の上部をはめ込みます。はまりにくい時は左右に2～3回、回すとはまります。

⑥ハンドルをよく閉めてから、プライヤー等で上部をしっかりと締め付けます。水抜き栓を左に回して開ければ、水が使えます。

# 貯水槽水道の管理を徹底しましょう

**■貯水槽水道とは**

ビル・マンションなどの高層の建物の多くは、水道水を一度受水槽にためてポンプで高置水槽にくみ上げ、各家庭へ給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といいます。貯水槽水道は、設置者が責任をもって管理することになります。

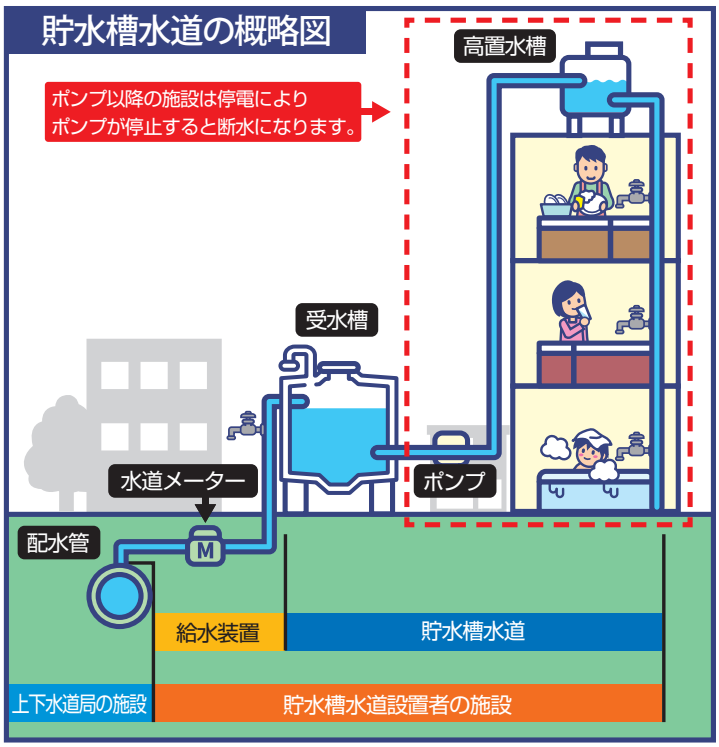


**■設置者の役割**

貯水槽施設を維持管理し、定期的に受水槽や高置水槽の清掃や検査を行う必要があります。

- 簡易専用水道は、水道法により１年以内ごとに１回、各水槽の清掃を行うこと、登録検査機関による外観検査および給水栓における水質の検査が定められています。
  ※簡易専用水道・・・受水槽の有効水量10㎥を超えるもの
- 小規模な貯水槽水道（有効水量10㎥以下）については、盛岡市水道事業給水条例により簡易専用水道と同様の清掃や検査の実施が定められています。

**■上下水道局の役割**

貯水槽水道の管理に関して、設置者に対し管理の徹底に関する指導や助言を行います。
※設置者とは貯水槽水道を所有している方または管理している方をいいます。

**■水質に異常を感じたら**

水の色・濁り・臭い・味に異常があると感じた場合は、設置者または上下水道局お客さまセンター（電話 019-623-1411）へお問い合わせください。

**■停電によるマンション等への影響**

貯水槽水道からポンプで給水をしているマンションやアパートなどでは、予備電源がない場合、停電時に水道水が各戸に届かなくなることが想定されます。災害時の備え等については21ページをご覧ください。

# 寒さから水道を守りましょう

最低気温がおおむね氷点下４度以下になると、水道が凍ったり破裂することがあります。
就寝前などに水抜き栓を操作するなど、寒さから水道を守りましょう。

## 水道を凍らせない　◆水抜き栓は正しく操作しましょう◆

**水抜き栓には屋内操作型、屋外操作型、電動型があります。**

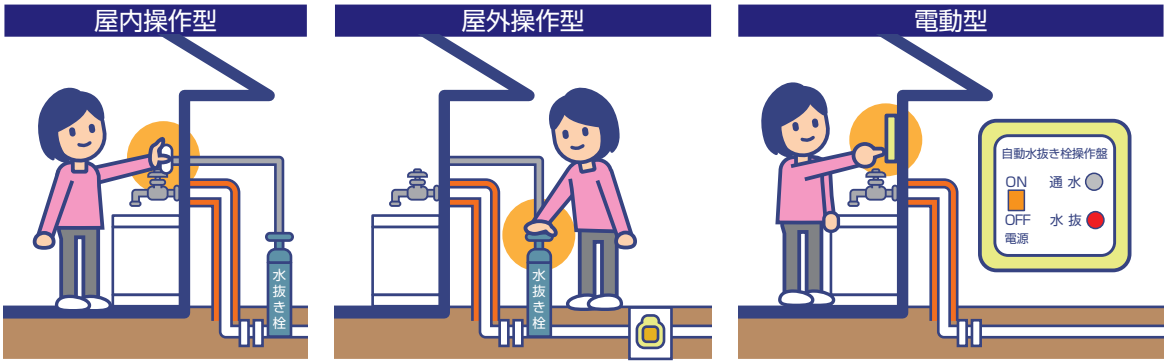


※水を抜くとき、使用するときは、水抜き栓のハンドルの開閉をしっかりすることが大切です。
半開きや中途半端な水抜き栓の操作をすると、凍結や漏水の原因になります。

※湯沸かし器や給湯器についても水抜きを忘れないでください。詳しい水抜き方法は、それぞれの機器の取扱説明書をご覧ください。

※アパートや借家で水抜き栓の場所が分からない場合は、管理人や所有者へお問い合わせください。

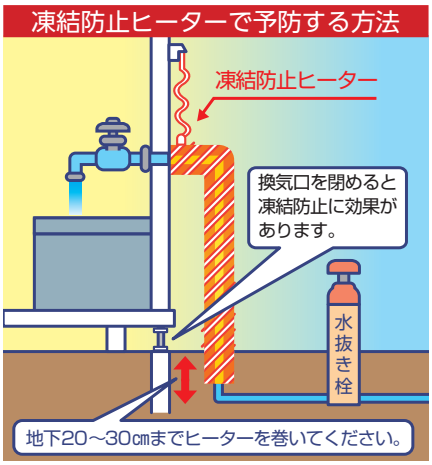


※取り付けについては最寄りの盛岡市指定給水装置工事事業者にご相談ください。

### 水抜き栓のしくみ

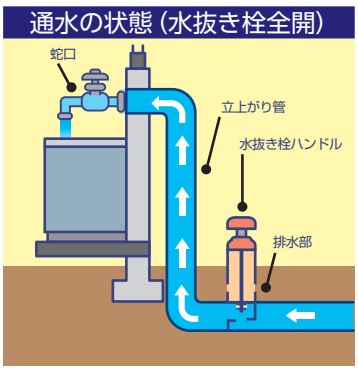


通水時は、水抜き栓のハンドルを左（反時計回り）に止まるまで回してください。

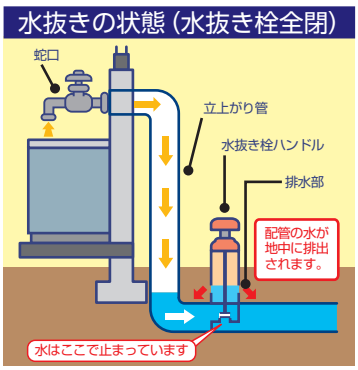


水抜き操作をすると、蛇口から立ち上がり管に空気が入り、水が抜けます。管内の水は、地中に排出されます。

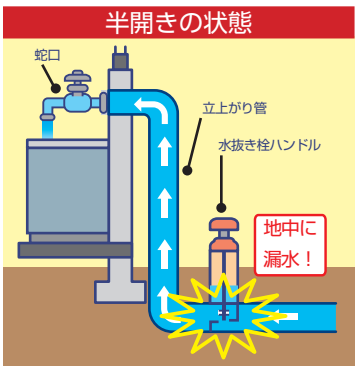


水抜き栓が半開きの状態では、蛇口を通常通り使用できますが、地下に水が漏れたままで漏水した状態になります。

## 水抜きの手順

①蛇口をいっぱいに開けて、水を出す。
②水抜き栓のハンドルをしっかり閉める。（電動型の場合、水抜きボタンを押す。）
③蛇口を開いたままにしておく。

水を抜く時

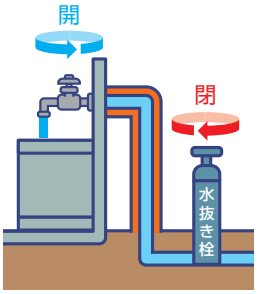


水を抜いた後

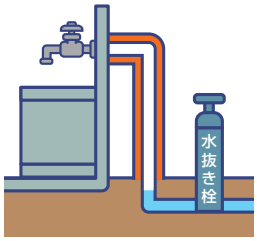


ハンドル式水抜き栓の閉め方

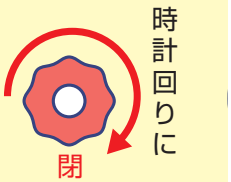


## 湯抜き栓も忘れずに操作しましょう！

水抜き操作だけでは、給湯器とその先のお湯配管内にお湯が残ってしまいます。お湯も冷めれば凍結しますので、湯抜き栓を操作してお湯を抜きましょう。（貯湯式給湯器を除く。）
お湯抜きの手順は、給湯装置によって違いますので、事前に確認しておきましょう。

## もし、凍結させてしまったら…

右の図のとおり、お客さまがお湯を使って解凍できる場合があります。
お客さまが解凍するときは、絶対に火を使わないでください。
また、電気解凍器は思わぬ事故や火災につながる場合がありますので、注意が必要です。
安全で確実な解凍をするためには、市指定給水装置工事事業者に依頼（有料）してください。
※市指定給水装置工事事業者は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課サービス係（電話 019-623-1423）へお問い合わせください。

手順 1

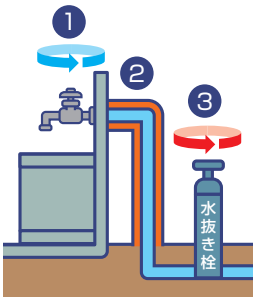


❶蛇口をいっぱいに開ける。
❷防寒用発泡スチロールを外す。
❸水抜き栓のハンドルをいっぱいに開ける。

※水抜き栓自体が凍ってハンドルが回らない場合は、市指定給水装置工事事業者へ解凍を依頼してください。

手順 2

お湯を ア イ の順序で糸を垂らすように根気よく温めてください。（ただし、管が破裂する恐れがありますので、熱湯は避けてください。）

※ご自分で解凍する場合、水が勢いよく出るまで解凍作業を根気よく続けてください。水が少し出てきた時点で解凍作業をやめると、再び凍結する場合があります。

防寒用発泡スチロールの外し方

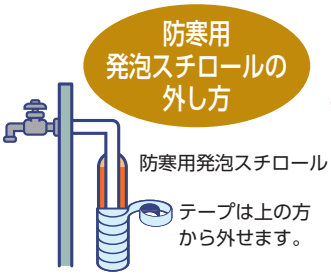


注意

- 直接火を使わないでください。
- 電気解凍機の使用は思わぬ事故（火災）をまねくことがありますので、安全のため市指定給水装置工事事業者に依頼してください。やむを得ずご自分で電気解凍機を使う場合は、取扱注意事項を守って使用してください。

## 排水設備はお客さまの財産です

排水設備は、下水道に汚水を流すために使う、宅地内の排水管や汚水ますのことをいいます。下水道の本管工事が完了し、下水道が使えるようになったら、お客さまに排水設備を設置していただきます。下水道法および下水道条例により６か月以内に排水設備を設置し、３年以内に水洗トイレに改造するよう定められています。
排水設備は建築物の一部であり、お客さまの財産です。維持管理はお客さまが行い、新設・改造などの工事や修理の費用は、お客さまの負担となります。

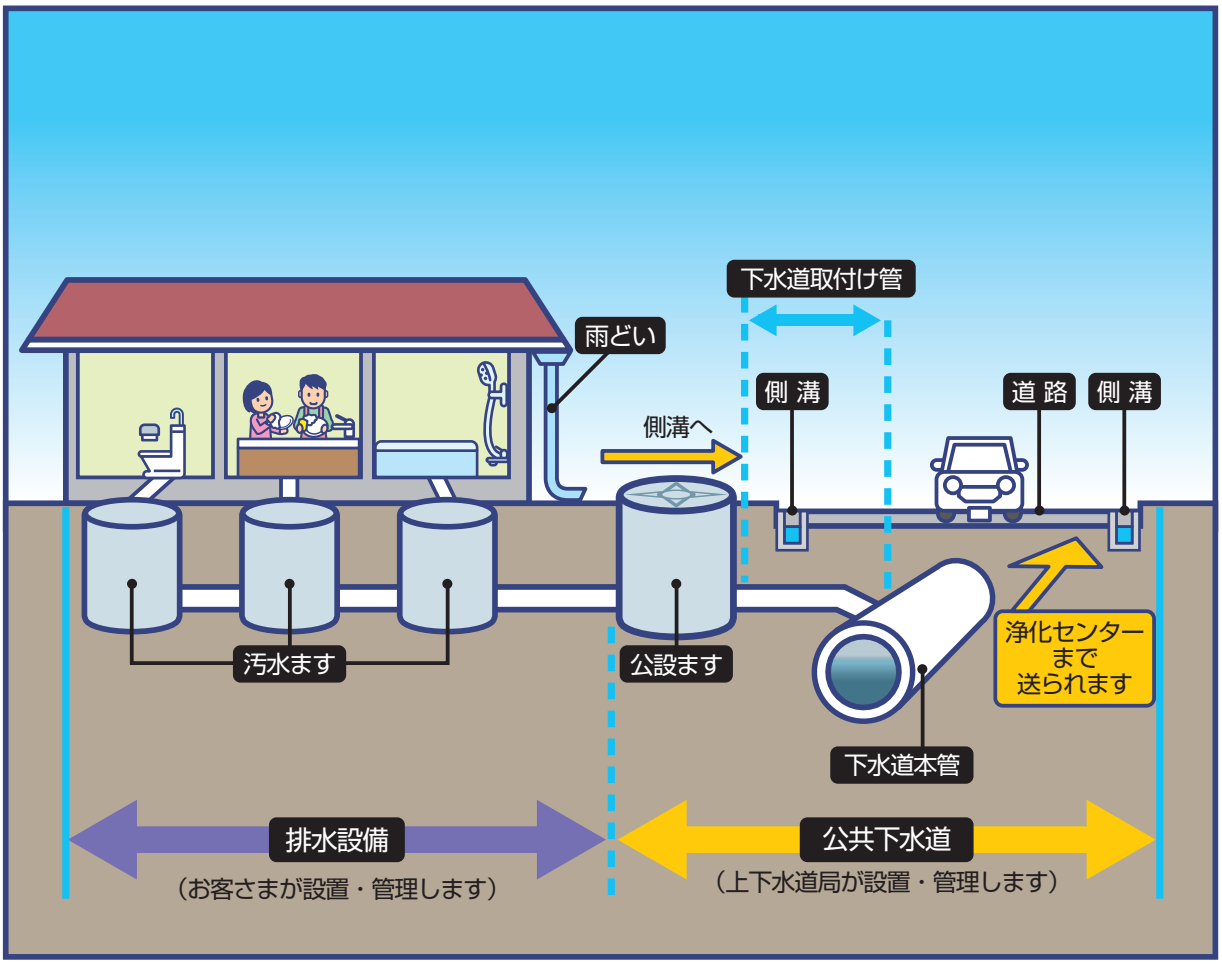


※排水設備の工事に関することや融資制度（19ページをご覧ください。）などについては、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課排水設備係（電話 019-623-1426）へお問い合わせください。

# 下水道を正しく使いましょう

下水道は何でも流せるというものではありません。自然や生活環境を守っている下水道の機能を維持するため、一人ひとりがルールを守って大切に使用してください。そのほか、事業場においては、下水排除基準を遵守する必要があります。
詳しくは、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課排水設備係（電話 019-623-1426）へお問い合わせください。

野菜くずなどのゴミはつまりの原因となるので流さないでください。

天ぷら油などの廃油を直接流さないでください。

トイレットペーパー以外は流さないでください。

雨どいは汚水管や汚水ますに接続しないでください。

台所、風呂等の排水に含まれる固形物や油分がたまる汚水ます（トラップます）は定期的に掃除しましょう。

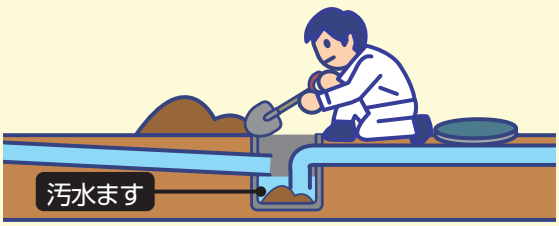


グリーストラップ（グリース阻集器）は、油脂を含む汚水が排水設備の機能を妨げないように飲食店や料理店に設置が義務付けられている装置です。掃除を怠ると、悪臭や害虫が発生し不衛生になるだけでなく、油脂がつまって下水道が使えなくなります。
適切な掃除を行い、下水管のつまりを防止しましょう。

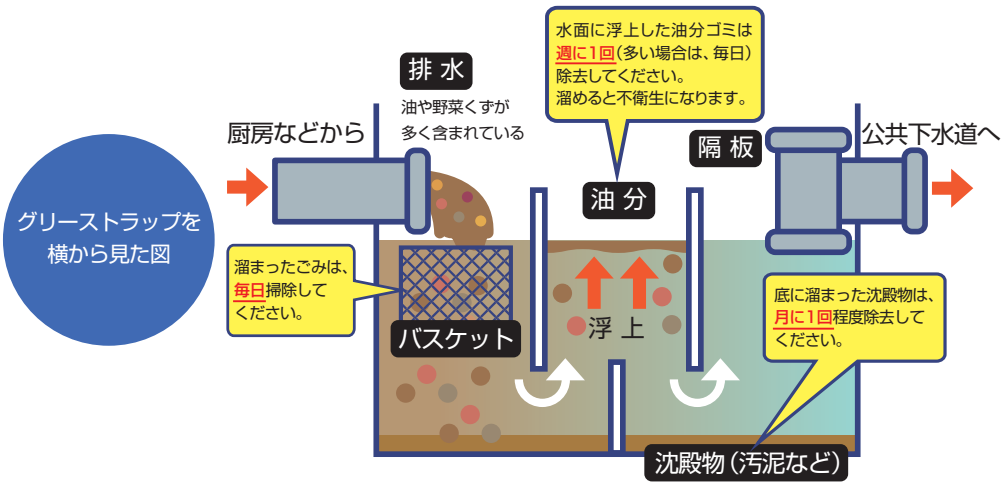

# 下水道がつまったときは

つまった箇所を確認してください。

## 排水口付近がつまった

お客さまによる清掃をお願いします。
水洗トイレの場合は、無理に水を流さず市販のラバーカップ等で処置を試みてください。
お客さまで解決できない場合は、市指定下水道工事店へ依頼してください（有料）。
※市指定下水道工事店は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課排水設備係（電話 019-623-1426）へお問い合わせください。

## 排水管がつまった

**排水管の管理区分**

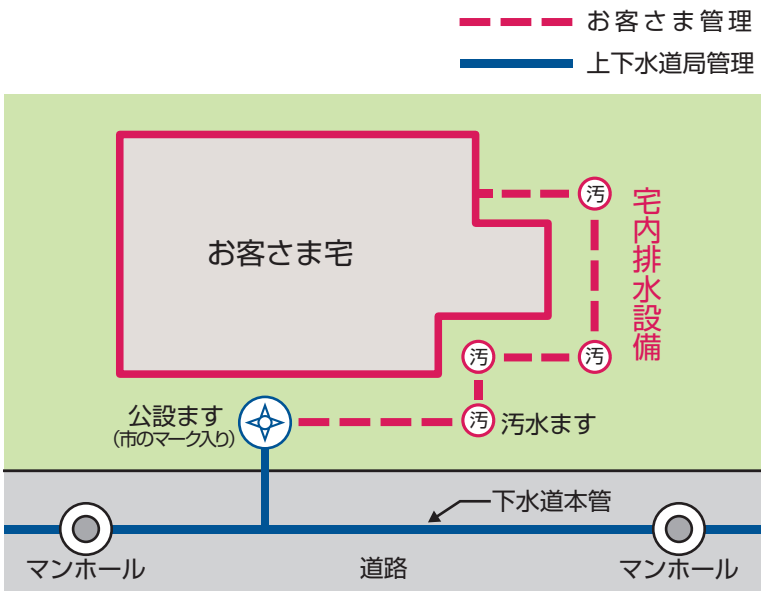


**公設ますの種類**

鋳物製

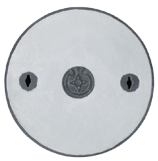
コンクリート製

塩ビ製

**■お客さまの管理区分でつまった場合**

お客さまによる清掃をお願いします。
お客さまで解決できない場合は、市指定下水道工事店へ依頼してください（有料）。
※市指定下水道工事店は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課排水設備係（電話 019-623-1426）へお問い合わせください。

**■上下水道局の管理区分でつまった場合**

上下水道局下水道施設管理課維持係（電話 019-624-4332）にご連絡ください。
玉山地域の方は、上下水道局玉山事務所（電話 019-683-3841）にご連絡ください。

# 上下水道局員の名をかたった業者などにご注意を

上下水道局では水道メーターの検針や検定満期交換、漏水調査などでお客さまのお宅に伺うことはありますが、その作業は屋外で行います。
お客さまのご依頼なしに屋内での点検･修理などを行うことはありません。
上下水道局では、漏水調査や水質調査を有料で行うことはありません。
(漏水調査については７ページをご覧ください。)

## 被害に遭わないために

覚えのない「水道・下水道の点検」、「水道料金・下水道使用料の集金」などで訪問があった場合には、家に入れず、訪問者の「会社名」、「氏名」、「用件」を確認し、上下水道局お客さまセンターまでお知らせください。
上下水道局名での不審メールにもご注意ください。上下水道局では、メールでの「水道・下水道の点検」、「水道料金・下水道使用料の集金」などのお知らせは一切行っていません。
市指定給水装置工事事業者と市指定下水道工事店以外は工事を行うことができません。水漏れなどの修理が必要な場合は、市指定給水装置工事事業者または市指定下水道工事店であることを確認し、依頼してください。
※市指定給水装置工事事業者と市指定下水道工事店は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課（市指定給水装置工事事業者についてはサービス係（電話 019-623-1423）、市指定下水道工事店については排水設備係（電話 019-623-1426））へお問い合わせください。

## 不審に思ったときは

契約する前に、上下水道局お客さまセンター（電話 019-623-1411）へご相談ください。

## 契約トラブルの例

〈事例１〉「水道水は汚れています」と何かの薬品を入れ黄色の水を見せられた。健康でいるためには浄水器が必要と言われ、購入し設置してもらった。購入後に必要ないと思い、電話したが解約できず。仕方なく使用したが、カートリッジ交換にも来てくれない。電話もつながらなくなった。

---

〈事例２〉「水道のさびが出なくなり、水が美味しくなる」と言われ、機器を購入し、設置工事してもらった。１か月経っても、さびは止まらず。味も美味しくなったとは感じない。数十万円払ったが詐欺だったのか。

---

〈事例３〉「水道から赤水などが出ませんか？管内の調査は無料で行います。さびがある場合は、除去する工事が必要です」と言われ、管内調査とさび除去工事をしてもらった。工事直後にさびは出なくなったが、２～３日後にまたさびが出た。どういう工事をしたのかも不明で、電話をしたら追加工事が必要と言われた。

---

〈事例４〉「下水道配管の点検を無料でします」と言われ見てもらった。「つまりがあるので取らなければならないが、今なら格安でできる」と言われ作業をしてもらった。庭先の蛇口からホースをつないで水道水を流していた。30分くらいで終わり、２万円の請求で高いと思ったが支払った。さらに、地下排水管が破損しているので、至急工事が必要と言われた。

# 融資・補助金制度のご案内

## 水道

**給水装置工事資金融資制度**

自家用水道や専用水道から市水道に変更する給水装置工事や、トイレの水洗化に伴って給水管などの増径をしようとする給水装置工事、共用給水装置をそれぞれの専用給水装置に変更する給水装置工事を行う場合に、融資する制度です。

融資額は、戸建て住宅などの場合は給水装置工事費（補助金を除く。）以内の１万円単位の額で、10万円以上80万円以内の額となります。

※完成した給水装置工事については、融資のお申し込みはできません。

**水道私設配水管等設置費補助金交付制度**

私道内に共同で水道管を設置する場合、共同で私道内の水道管の増径などをする場合、私道内の石綿セメント管である給水管を所有者が布設替えする場合に、補助金を交付する制度です。

補助金額は、補助事業に要する経費の10分の８に相当する額以内の額で、限度額は200万円です。ただし、石綿セメント管布設替え工事は補助事業に要する経費の10分の10に相当する額以内の額で、限度額はありません。

**鉛製給水管布設替え工事費補助金交付制度**

給水装置（６ページをご覧ください。）にある、鉛製給水管の布設替え工事において、一定の要件を満たす場合に、工事費用の一部を補助する制度です。

補助限度額は40万円です。

※水道に関する融資や補助金についての詳細は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課各係へお問い合わせください。

●給水装置工事資金融資制度
上下水道局給排水課審査係（電話 019-623-1424）

●水道私設配水管等設置費補助金交付制度
上下水道局給排水課審査係（電話 019-623-1424）

●鉛製給水管布設替え工事費補助金交付制度
上下水道局給排水課サービス係（電話 019-623-1423）

## 下水道

**公共下水道事業排水設備普及資金融資制度**

宅内排水設備の設置とトイレの水洗化を促進するため、次の工事を行う場合に融資する制度です。

●くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事

●台所、風呂、洗濯機などから出る雑排水を公共下水道に接続する工事

●既存の浄化槽を廃止して切り替える工事

融資額は、一般住宅の場合は、１件（大便器１個）80万円以内、２件目以降は１件増えるごとに35万円以内、浄化槽切替の場合は、１基80万円以内の額となります。

なお、お客さまの利息負担はありません。

**私設下水道設置事業補助金制度**

私道に隣接してお住まいの皆さまが、共同で排水設備を設置する工事を行う場合に、工事費用の一部を補助する制度です。補助金額は工事費総額の８割以内（工事費は上下水道局の積算に基づきます。）です。

**私設下水道補修事業補助金制度**

公共下水道処理区域内および公共下水道処理区域に隣接する区域内の私道などに敷設されている共同部分の排水設備（私設下水道）の補修工事を行う場合に、工事費用の一部を補助する制度です。補助金額は工事費総額の８割以内（工事費は上下水道局の積算に基づきます。）です。

**私道内公共下水道設置制度**

私道に隣接する皆さまの要望により、上下水道局が私道内に公共下水道を設置する制度です。一定の条件を満たす場合に、上下水道局が費用を負担して設置工事を行います。

**浄化槽設置整備事業補助金制度**

専用住宅などに合併処理浄化槽を設置する場合に、経費の一部を補助する制度です。

補助限度額は、浄化槽の人槽区分および工事種別ごとに異なります。

※下水道に関する融資や補助金についての詳細は、上下水道局のホームページでご確認いただくか、上下水道局給排水課排水設備係（電話 019-623-1426）へお問い合わせください。

# 災害に備えて

## 普段から飲用水の備蓄を

いつ発生するか分からない災害に備え、家庭でも飲用水の備蓄をしておくことが必要です。
人が生命を維持するのに必要な水量は、一日一人最低３リットルとされています。
これは飲用水としての最低水量ですので、これに加えて水洗トイレや洗たくなどの生活用水の備蓄も必要です。

※飲用水として使わなかった水は、生活用水として使用しましょう。

### 水道水で飲用水を備蓄するときの注意点

●トイレなどに使用する生活用水は、浴槽などに備蓄することをお勧めします。
浴槽に備蓄する場合には、小さなお子さまの転落事故に十分ご注意ください。

## 停電によるマンションなどへの影響

貯水槽水道（12ページをご覧ください。）からポンプで給水をしているマンションやアパートなどでは、予備電源がない場合、停電時に水道水が各戸に届かなくなることが想定されます。

●普段から飲用水の備蓄をお願いします。
●停電時に水が出る場合でも、貯水槽内に残っている水しか使えません。停電復旧などの必要な情報が入るまで節水に努めてください。
●停電復旧後は、水道水に空気やさびなどが混ざり、濁る場合があります。しばらく流し、濁りがないことを確認してからご使用ください。

## 応急給水用の容器の用意を

災害などの影響により断水になった場合は、広報車などで給水拠点をお知らせします。給水拠点で応急給水を行いますので、普段から給水用の容器を準備しておきましょう。
風呂敷やリュック、旅行カバンがあると運ぶときに便利です。

## 大雨に備えて

大雨の時には地下街、地下道などの地下空間の浸水が心配されます。
浸水の危険があるときは早めに避難しましょう。
また、側溝や雨水ますが落ち葉やごみでつまると、下水道管への排水が遮られてしまい、浸水被害の原因になります。日ごろから、こまめに掃除をしておきましょう。

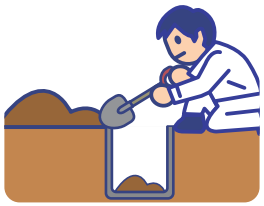

## 地下街・地下室の浸水の危険性

局地的な集中豪雨が発生すると、地下空間では、地上では考えられないような事故などが発生します。大雨が降ったときは、早めに避難するなど、日ごろから浸水対策を心がけ、集中豪雨や洪水に備えましょう。

- 地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます。
- 流れ落ちる水で階段は登れません。
- 水圧でドアは開きません。
- 浸水すると電灯が消え、真っ暗になります。
- エレベーターは使えません。

## アンダーパスの冠水の危険性

周囲の道路よりも低くなっているアンダーパス（掘り下げ式の立体交差の下側の道路）では、冠水で車両が水没する可能性があります。
通行には十分注意し、冠水しているときは進入せず迂回するなど危機回避を最優先で行いましょう。

## 気象情報や防災知識はインターネットなどで入手を

インターネット、ラジオ、テレビなどで、リアルタイムに正確な情報を入手することができますので、積極的に活用しましょう。

- 岩手県河川情報システム http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet
- 国土交通省 川の防災情報　https://www.river.go.jp/index
- 気象庁ホームページ　https://www.jma.go.jp/jma
- 盛岡市内水ハザードマップ
  https://www.morioka-water.jp/various/saigai_hazard_map.html
  内水による浸水の被害が想定される区域や、避難に関する情報などを内水ハザードマップとしてお示ししています。平常時からの防災意識の向上や浸水発生時の円滑な行動に活用いただくため作成したものです。

# 各種お問い合わせ先

## 水道・下水道に関するお申し込み・お問い合わせ

**お客さまセンター　電話：019-623-1411**
営業時間：午前８時30分から午後５時30分まで
（土日、祝日、年末年始は除きます。）

- 水道・下水道の使用開始・中止・変更などの受付
- 水道料金・下水道使用料の検針やお支払いなどのご相談
- 漏水調査のご相談
- その他の水道・下水道に関するお問い合わせ

## 水道（給水装置）の新設・改造・撤去の工事に関する依頼先

**盛岡市指定給水装置工事事業者**
https://www.morioka-water.jp/general/work_shiteimap.html

## 下水道（排水設備）の新設・改造・撤去の工事に関する依頼先

**盛岡市指定下水道工事店**
https://www.morioka-water.jp/general/work_se_shitei.html

## 水道・下水道に関する各種情報

**盛岡市上下水道局ホームページ「みずの輪」**
https://www.morioka-water.jp

盛岡市上下水道局　検索

ホームページ

※ホームページからもお申し込み・お問い合わせができます。

発　　行／2025年３月　盛岡市上下水道局経営企画課
住　　所／〒020-0013　盛岡市愛宕町６番８号
電　　話／019-623-1441
ファクス／019-623-1410